

～ 出産される方へのご案内 ～

出産時や育児休業中における、共済組合への給付金や掛金免除の手続きのご案内です。

1. 出産後の手続き

制度について

◆出産費・家族出産費

- ・ 出産費および家族出産費として 500,000 円（産科医療補償制度対象外分娩は 488,000 円）が支給されます。直接支払制度利用者は差額がある場合に支給されます。
- ・ 出産費附加金として 50,000 円が支給されます。

◆産前産後休業掛金免除

出産者が組合員の場合、産前産後休業期間中の掛金が免除されます。

提出書類

出産費等請求書 兼 産前産後休業掛金免除申出書

[添付書類]

「出産費用明細書」、「領収明細書」、「分娩費用明細書」、「出産一時金明細書」等の写し（出産日、出産児数、産科医療補償制度の加入有無、直接支払制度の使用有無が確認できる書類）

提出する時期

出産日以降

注意！ 直接支払制度を利用し、差額がない場合でも必ず提出してください。

2. 育児休業開始後の手続き（育児休業手当金・育児休業支援手当金）

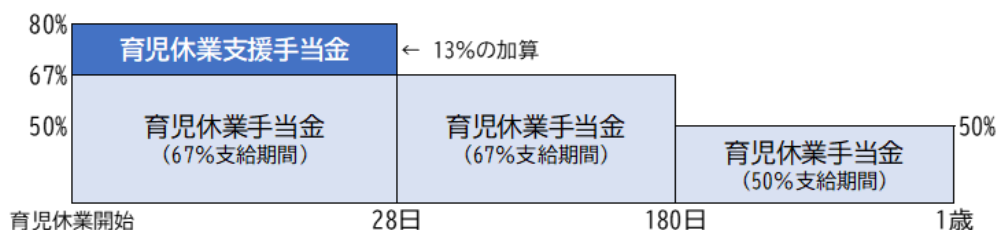
制度について

◆育児休業手当金・育児休業支援手当金

1 歳の誕生日の前日までの期間、育児休業手当金が支給されます。

支給開始日から 180 日間は標準報酬日額の 67%、その後は標準報酬日額の 50%の金額が支給されます。

また、令和 7 年 4 月から「育児休業支援手当金」が創設され、配偶者（父親）が、その子の誕生日から起算して 56 日以内（対象期間）に 14 日以上育児休業をしたとき、または自営業者や無職等で育児休業を取得できないときは、育児休業支援手当金の支給対象となり、支給開始日から対象期間内の 28 日間は標準報酬日額の 13%が上乗せして支給されます。



パパママ育休プラス制度（主にパパの育児休業が1歳を超える場合に該当）

配偶者が子の1歳の誕生日の前日までに育児休業を取得している場合、子が1歳2か月になるまでの間に最大1年間（母親の場合は産後休暇期間を含めて1年間）まで育児休業手当金が支給されます。

支給期間延長制度

子の1歳の誕生日までに速やかな職場復帰を図るため、保育所等への入所申込みを行ったが、保育所等に欠員がなく入所できずに、やむを得ず育児休業を継続するものと共済組合が認めた場合は、例外として最長2歳まで支給期間を延長できます。

育児休業支援手当金、支給期間延長制度の概要等のチラシはこちらから・・・



◆育児休業掛金免除

育児休業期間中の掛金が免除されます。

提出書類

育児休業手当金・支援手当金請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書

※育児休業支援手当金を請求する場合またはパパママ育休プラス制度に該当する場合は配偶者の状況に応じた添付書類が必要です。

提出する時期

育児休業開始日以降

3. 保健事業の手続き

◆育児図書配布事業

出産および育児をされる組合員に、お子さんの育児や健康の保持増進および疾病予防に役立つ図書を配布する事業です。育児図書の配布が2回目以降となる方には一部送付冊子の内容を変更してお届けします。

提出書類

申請不要。（出産費・家族出産費請求者に自動配布）

«令和6年度より妊婦検診補助事業は廃止となり、育児図書配布事業に移行しました。»

◆ベネフィット・ステーション「お祝いステーション」「育児ステーション」の活用

福利厚生パッケージサービス「ベネフィット・ステーション」で生活支援サービスをご利用いただけます。会員専用サイトには、滋賀支部ホームページに掲載のバナーよりアクセスできます。



公立学校共済組合滋賀支部

<https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

・短期給付（出産費、育児休業手当金・支援手当金）に関すること ☎077-528-4554

・保健事業に関すること ☎077-528-4555